呉市文化財保存活用地域計画(案)について

- 1 呉市文化財保存活用地域計画(案)に対する意見
 - (1) 市民意見公募(パブリックコメント) の結果

呉市文化財保存活用地域計画(以下「本計画」といいます。)の作成に当たり、令和5年12月18日(月)から令和6年1月16日(火)まで(30日間)意見公募を行い、5名の方から12件の意見を頂きました。

頂いた意見に対する市の考え方及び修正事項は、次のとおりです。

提出された意見の要旨	市の考え方等
ア 安浦では、無名の市井の画家、山本譲が残した絵を通したまち	市民に各地域の歴史文化に関心を持ってもらうためのコンテンツ
づくりを進めています。	として、過去の風景画や古写真などの積極的な活用が望まれていま
明治末に生まれ、大正昭和の安浦の風物を描いた民衆的な素朴	す。
な絵は,一枚一枚紐解いていくと,瀬戸内のなんの特徴もないと	71ページ「第4章 4 文化財を活用した市民団体等による主
思われていた地域の無数の民俗、庶民の暮らしの宝庫です。	な取組事例」において山本譲氏の風景画を活用して地域の魅力の発
安浦町広報誌タント誌上で、「やすうら記憶遺産」として、こ	信に取り組まれている「安浦まちづくり協議会」の事例を紹介して
の絵を通して安浦の民俗、歴史文化を紹介しています。	います。
また、安浦まちづくり協議会では、この絵を通した博物館構想	また、山本譲氏の風景画のように地域の歴史文化に関連するコン
が進められています。	テンツをまちづくりに活用している市民団体等との連携を強化し、
できましたら、常設の小さな展示館を作りたいと考えています。	取組の一層の推進を図りたいと考えています。
いわゆる、エコミュージアムのような構想があります。	
修景や整備が必要で,呉市の文化財計画に加えていただけたら	
助かります。	
イ 145ページの「瀬戸町」の表現は地元ではなじみのない言葉	未指定文化財の名称については、市民(特に地域住民)にとって
と思われますので「音戸湾内」に変更していただけませんでしょ	理解しやすい名称を使用することとしています。
うか。	145ページの構成文化財の名称に用いました「瀬戸町」は、音

| 戸地区の古い町並みを指すものであるため、理解しやすい名称として、「音戸の町並み」に変更します。

ウ 「教育隊と入船山公園の道路の松」を未指定文化財リストに加 えていただきたい。見栄えよく手入れすれば赤レンガ敷きの道と 相乗効果を生み、もっとよい雰囲気になると思います。

「呉YWCAが建つ石垣とその側を流れる川の石を組み合わせた川底」も風情があると思います。

「入船山官報」第16号「長官官舎の献立を始めとした海軍にゆかりのある食文化」も挙げられます。

- エ 未指定文化財候補として「旧産総研中国センターの瀬戸内海水 査の対象として検討させていただきます。 理模型」と「伊能忠敬の浦島測量図に描かれた広長浜公園の花崗 岩節理と同砂鉄砂浜」を挙げます。
- オ 54ページに記載の音戸町誌は、平成17年に音戸町が編集発 行し、全戸配布をしました。しかし、内容に一部不適切な箇所が あり、関係団体と協議した結果、配布済みのものについては回収 しないが、今後は、誤解を招くおそれがあるので頒布しないこと としております。また、図書館等での閲覧や貸出しもしていない ため本計画には記載しない方がよいと思います。
- カ 86ページ事業番号22「学校や地域における普及啓発事業の実施」に、食文化を盛り込んでみてはということです。食べることは日常生活に欠かせないものであると思います。そういった欠かせないことに呉の文化を織り交ぜることで、10年・20年先に社会人になる人達に文化をより身近なものとして感じてもらえるのではないでしょうか。
- キ 87ページ文化財を伝える-文化財の情報が利活用しやすい 形で提供されていない-文化財のデジタルアーカイブの構築に バーチャルリアリティも盛り込んでみてはいかがでしょうか。よ り一層五感で体感しやすい楽しい資料があれば興味を持つ人が 増え続けると思います。

本計画における未指定文化財リストは、呉市の歴史文化の特徴を 検討するために市史などの既往調査等から抽出したものであります が、地域にはまだ多くの魅力的な文化財が残されていることが想定 されます。

今後は、本計画の未指定文化財リストを基に、各分野の悉皆調査を実施し、更なる文化財の掘り起こしを図っていきたいと考えています。この度御指摘いただきました物件についても、今後の悉皆調査の対象として検討させていただきます。

現在の状況として、「音戸町誌」の閲覧・貸出しは行っていませんが、「音戸町誌」についても、文化財調査などの町史編さん事業を基に編集されておりますので、既往調査の一つとして音戸町誌を掲載することとします。

学校や地域における普及啓発事業は、本計画に掲載する「食文化」を含めた多様な分野の文化財を普及啓発することとしています。

特に関連文化財群②-3において「食文化」を取り上げており、 市民団体等による調査研究を推進するとともに、それらの団体と連携しながら普及啓発事業の推進を行っていくこととします。

「文化財のデジタルアーカイブの構築」は、文化財の特性に応じ たデジタルデータ化を進めていくこととしています。

また,文化財情報の提供の手法の一つとして,バーチャルリアリティ等を利用した体験型の公開活用など最新技術の導入による文化財の魅力発信を考えています。

ク 伝清盛塚は1184年建設と伝えられ、石垣も潮流での浸食が 見られます。

その折,令和5年2月に船舶の衝突事故で清盛塚を守る役目の あった参拝橋が壊れ、撤去されました。

復元も含め、清盛塚を潮流や波浪から守るためにも、再建をお 願いします。

ケ 一連の呉市の文化財保存活用地域計画の活動経緯を拝読しま して,文化財学,美術,歴史,民俗,博物館学などの専門家の関 わりが少ないのではないかと見ています。

呉及び呉近郊の学識経験者、また呉をフィールドとしている研究者との連携が不可欠と思います。呉市内の学芸員、学識経験者を有効に活用してはいかがかと思います。

コ 計画書にも盛り込まれていますが、呉の傾斜地住宅は、今若い 世代に注目されています。特に、大正・昭和の洋館付住宅に対す るムーブメントがあります。その保存・活用に関して、より若い 世代に意見、アイデアを募集してはいかがかと思います。

若い世代の古民家再生への情熱は強く,文化財保存の新たな可能性を持っていると考えます。島しょ部などにも人知れず,大正・昭和の洋風建築が残されています。

サ 木材パルプ博物館の創設。例えば、県史跡の石泉文庫を広島市計画の浅野文庫のように近代仏教文化の専門図書館として充実させる。

シ 文化財保護の観点から周囲の景観保持形成のため新規建物高 さ制限や定期的な竹藪などの伐採,樹木医診断を管理者や所有者 に義務付け、報告させる条例に改正してはどうか。

伝清盛塚については、今後、文化財カルテの作成や定期的な巡視を始め、潮流や波浪などの自然環境による文化財への影響などの状況把握を行い、周辺環境も含めた保全として、参拝橋の再建についても検討していきます。

今後、未指定文化財を含めた保存・活用を推進していく上で、呉 市内をフィールドとして活動する学芸員や学識経験者、調査研究機 関等との連携は不可欠なものと考えています。

具体的な取組として、市民団体・調査研究機関との連携体制構築のため、ヒアリング調査を実施していくこととしています。

文化財を着実に継承していくためには、市内に暮らす若い世代に 興味・関心を持ってもらうことも重要な要素の一つと考えていま す。

計画作成の過程においても、学生を対象としたワークショップを 開催しましたが、今後も若い世代に対して文化財を継承していくた めの取組のアイデアなど、積極的に意見を聴取するとともに、事業 に参加しやすい基盤を整えます。

文化財の保存・活用事業の実施は、所有者・管理者の意向を踏ま えて検討を進める必要があります。

本計画においては、所有者・管理者や市民団体等による文化財の計画的な保存・活用を推進するため、個別の文化財に係る保存活用計画の策定支援を行うこととしています。

将来に向かって持続的に文化財を継承していくためには、効果的な保存・活用事業の実施により文化財の本質的な価値を守っていくことが重要と考えています。

本計画においては、文化財の保全を強化するため、文化財カルテの作成や文化財の巡視を実施するほか、維持管理の負担軽減を目的

(2) 呉市文化財保護委員会からの意見

文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」といいます。)の作成に当たり、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第3項の規定により地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならないとされています。呉市文化財保護委員会から次のとおり指摘事項がありましたので、本計画に反映しました。

順事気がめりました。	
文化財保護委員会からの意見の要旨	対応
ア 第2章の地質に関する記述において、正しくは流紋岩であるが	16ページ(3)地質において、石英斑岩に関する記述を流紋岩
石英斑岩と記載されている箇所があるため、修正するべき。	に修正しました。
イ 第2章において呉市の歴史文化を明らかにする上で、海軍工廠	34ページから36ページまでにおいて、海軍工廠が拡充される
が拡充される変遷や主力戦艦の建造の歴史を追記してはどうか。	変遷、主力戦艦の建造の歴史に触れるとともに、海軍関連の現存す
また、「大和」の建造に当たり拡張された造船船襲や大屋根、	る遺構について追記しました。
46センチ砲建造のための砲塔工場の増設や大型ピットなどの現	
在に残る遺構についても触れてはどうか。	
ウ 第6章関連文化財群④のストーリーの記述について、鎮守府の	135ページ及び136ページにおいて、鎮守府の開庁を契機と
開庁を契機とする先端技術の導入やそれに伴う職工教育機関の	する先端技術の導入やそれに伴う職工教育機関の設立及び洋風文
設立などに触れてはどうか。	化の形成過程について記載しました。
また、呉市における洋風文化の形成過程についても触れてもら	
いたい。	

(3) 文化庁からの意見

地域計画の認定に当たり、文化庁の諮問機関である文化審議会文化財分科会への諮問・答申を経る必要があるため、事前に文化庁による計画内容の精査を受けることとなっています。文化庁から年代等の表記や文言、文章の体裁などについて修正指示がありましたので、本計画に反映しました。

2 今後の予定

本報告に関して議会から頂いた意見を踏まえて本計画を作成し、文化財保護法第183条の3第5項の規定による文化庁長官の認定の 後に公表する予定です。

- ○令和6年6月下旬 広島県教育委員会文化財課に認定申請書を提出
- ○令和6年7月中旬 文化審議会文化財分科会に諮問・答申
- ○令和6年7月下旬 文化庁長官認定(見込み)
- ※今後、文化庁等の関係省庁からの修正指示があった場合は、改めて情報提供します。